

『調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件』 新旧対照表

新（令和6年4月1日以降適用）

旧（令和5年4月1日以降適用）

（別紙2-4）

（別紙2-4）

令和6年4月1日以降適用

令和5年4月1日以降適用

別紙2-4

別紙2-4

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の資格要件

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の資格要件

○ 地質・土質調査業務

○ 地質・土質調査業務

技術者の配置	管理技術者	照査技術者
	配置する	配置する・配置しない
資格要件	技術士法(昭和58年法律第25号)第2条に規定する技術士[総合技術監理部門(選択科目:建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質)又は建設部門(選択科目:土質及び基礎)若しくは応用理学部門(選択科目:地質)]、国土交通省登録技術者資格[資格が対象とする区分(施設分野等-業務)は特記仕様書による]、RCCM(地質部門又は土質及び基礎部門)、地質調査業者登録規程に基づく技術管理者の資格保有者又は「これと同等の能力と経験を有する者」 ^{注1} 。 注1) 「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは過去10年に完成した委託料の額が100万円以上の同種又は類似業務において、管理技術者として従事した実務経験(1件以上)を有する者	管理技術者資格と同等で、兼任はできない

技術者の配置	管理技術者	照査技術者
	配置する	配置する・配置しない
資格要件	技術士法(昭和58年法律第25号)第2条に規定する技術士[総合技術監理部門(選択科目:建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質)又は建設部門(選択科目:土質及び基礎)若しくは応用理学部門(選択科目:地質)]、国土交通省登録技術者資格[資格が対象とする区分(施設分野等-業務)は特記仕様書による]、RCCM(地質部門又は土質及び基礎部門)、地質調査業者登録規程に基づく技術管理者の資格保有者又は「これと同等の能力と経験を有する者」 ^{注1} 。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、地質・土質調査業務共通仕様書第602条第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を管理技術者とすることができる。 注1) 「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは過去10年に完成した委託料の額が100万円以上の同種又は類似業務において、管理技術者として従事した実務経験(1件以上)を有する者	管理技術者資格と同等で、兼任はできない

➤ 「地質調査技師」は国交省登録技術者資格となっており、なお書きがなくても配置技術者の資格要件とすることができることから、これを削除（なお、共通仕様書の同記載については、次回改訂時に削除する。）

『調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件』 新旧対照表

新（令和6年4月1日以降適用）

旧（令和5年4月1日以降適用）

（別紙3）

（別紙3）

国土交通省登録技術者資格
（管理技術者、照査技術者）

別紙3-1

（令和6年4月1日以降適用）

国土交通省登録技術者資格
（管理技術者、照査技術者）

別紙3-1

（令和5年4月1日以降適用）

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格村与手続又は手続を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者※2				
115	〔二〕計画・調査・設計業務	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	構造物保全監理士(橋梁)	〔一社〕国際構造物保全技術協会	第9回	第565号
116	〔二〕計画・調査・設計業務	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	構造物保全監理士(トンネル)	〔一社〕国際構造物保全技術協会	第9回	第566号
117	〔二〕計画・調査・設計業務	地盤調査	調査	管理技術者又は主任技術者	地盤総合技術監理者資格	〔一社〕日本国土調査測量協会	第10回	第584号
118	〔二〕計画・調査・設計業務	地盤調査	調査	管理技術者又は主任技術者	地盤調査管理技術者資格	〔一社〕日本国土調査測量協会	第10回	第585号
119	〔二〕計画・調査・設計業務	地盤調査	調査	管理技術者又は主任技術者	地盤工学管理士資格〔地盤調査部門〕	〔公社〕全国国土調査協会	第10回	第586号
120	〔二〕計画・調査・設計業務	構築	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	構築診断士	〔一社〕日本建築構造技術協会	第10回	第588号
121	〔三〕構築型業務	全施設	測量(UAV測量)	管理技術者又は主任技術者	ドローン測量管理士	〔一社〕ドローン測量教育研究機構	第10回	第589号

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に関する技術者登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号）」に基づいて、技術者登録業務に登録された資格の一覧です。

- ※1:資格が対象とする区分 :別表に掲げる施設分野等、業務及び知識・技術を求める者の区分
- ※2:知識・技術を求める者 :配置可能な技術者(公共工事に関する調査及び設計に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要性が高いもの)
- ※3:登録時期 :〔第1回〕平成27年1月26日登録、〔第2回〕平成28年2月24日登録、〔第3回〕平成29年2月24日登録、〔第4回〕平成30年2月27日登録、〔第5回〕平成31年1月31日登録、〔第6回〕令和2年2月5日登録、〔第7回〕令和3年2月10日登録、〔第8回〕令和4年2月22日登録、〔第9回〕令和5年2月13日登録、〔第10回〕令和6年2月15日登録

追加

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格村与手続又は手続を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者※2				
115	〔二〕計画・調査・設計業務	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	構造物保全監理士(橋梁)	〔一社〕国際構造物保全技術協会	第9回	第565号
116	〔二〕計画・調査・設計業務	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	構造物保全監理士(トンネル)	〔一社〕国際構造物保全技術協会	第9回	第566号

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に関する技術者登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号）」に基づいて、技術者登録業務に登録された資格の一覧です。

- ※1:資格が対象とする区分 :別表に掲げる施設分野等、業務及び知識・技術を求める者の区分
- ※2:知識・技術を求める者 :配置可能な技術者(公共工事に関する調査及び設計に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要性が高いもの)
- ※3:登録時期 :〔第1回〕平成27年1月26日登録、〔第2回〕平成28年2月24日登録、〔第3回〕平成29年2月24日登録、〔第4回〕平成30年2月27日登録、〔第5回〕平成31年1月31日登録、〔第6回〕令和2年2月5日登録、〔第7回〕令和3年2月10日登録、〔第8回〕令和4年2月22日登録、〔第9回〕令和5年2月13日登録

『調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件』 新旧対照表

新（令和6年4月1日以降適用）

旧（令和5年4月1日以降適用）

国土交通省登録技術者資格
(担当技術者)

別紙3-2

(令和6年4月1日以降適用)

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は手続を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者※2				
249	(一)点検・診断等業務	小規模洋橋系	点検	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第9回	第362号
250	(一)点検・診断等業務	小規模洋橋系	診断	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第9回	第363号
251	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼/コンクリート以外の橋)	点検	担当技術者	木橋診断士	(一社)木橋技術協会	第10回	第367号
252	(一)点検・診断等業務	橋梁(鋼/コンクリート以外の橋)	診断	担当技術者	木橋診断士	(一社)木橋技術協会	第10回	第368号
253	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	高速道路点検士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第369号
254	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第370号
255	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(土工)	診断	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第371号
256	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド大型カルバート等)	点検	担当技術者	高速道路点検士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第372号
257	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド大型カルバート等)	点検	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第373号
258	(一)点検・診断等業務	道路土工構造物(シェッド大型カルバート等)	診断	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第374号
259	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	高速道路点検士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第375号
260	(一)点検・診断等業務	舗装	点検	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第376号
261	(一)点検・診断等業務	舗装	診断	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第377号
262	(一)点検・診断等業務	小規模洋橋系	点検	担当技術者	高速道路点検士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第378号
263	(一)点検・診断等業務	小規模洋橋系	点検	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第379号
264	(一)点検・診断等業務	小規模洋橋系	点検	担当技術者	高速道路点検士(施設)	(公財)高速道路調査会	第10回	第380号
265	(一)点検・診断等業務	小規模洋橋系	点検	担当技術者	高速道路点検診断士(施設)	(公財)高速道路調査会	第10回	第381号
266	(一)点検・診断等業務	小規模洋橋系	診断	担当技術者	高速道路点検診断士(土木)	(公財)高速道路調査会	第10回	第382号
267	(一)点検・診断等業務	小規模洋橋系	診断	担当技術者	高速道路点検診断士(施設)	(公財)高速道路調査会	第10回	第383号
268	(二)計画・調査・設計業務	地盤調査	調査	担当技術者	地盤主任調査員資格(地盤調査部門)	(公社)全国国土調査協会	第10回	第387号

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に関する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)」に基づいて、技術者資格登録に登録された資格の一覧です。

- ※1:資格が対象とする区分 :別表に掲げる施設分野等、業務及び知識・技術を求める者の区分
- ※2:知識・技術を求める者 :配置可能な技術者(公共工事に関する調査及び設計に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要性が高いもの)
- ※3:登録時期 : (第1回)平成27年1月26日登録、(第2回)平成28年2月24日登録、(第3回)平成28年2月24日登録、(第4回)平成30年2月27日登録、(第5回)平成31年1月31日登録、(第6回)令和2年2月5日登録、(第7回)令和3年2月10日登録、(第8回)令和4年2月22日登録、(第9回)令和5年2月13日登録、(第10回)令和5年2月15日登録

(合計389資格)

▶別紙3に、登録番号第367号～第389号の23資格を追加
管理技術者、照査技術者：5資格追加
担当技術者：18資格追加

国土交通省登録技術者資格
(担当技術者)

別紙3-2

(令和5年4月1日以降適用)

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は手続を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者※2				
249	(一)点検・診断等業務	小規模洋橋系	点検	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第9回	第362号
250	(一)点検・診断等業務	小規模洋橋系	診断	担当技術者	都市道路構造物点検技術者	(一財)首都高速道路技術センター	第9回	第363号

追加

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に関する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)」に基づいて、技術者資格登録に登録された資格の一覧です。

- ※1:資格が対象とする区分 :別表に掲げる施設分野等、業務及び知識・技術を求める者の区分
- ※2:知識・技術を求める者 :配置可能な技術者(公共工事に関する調査及び設計に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要性が高いもの)
- ※3:登録時期 : (第1回)平成27年1月26日登録、(第2回)平成28年2月24日登録、(第3回)平成28年2月24日登録、(第4回)平成30年2月27日登録、(第5回)平成31年1月31日登録、(第6回)令和2年2月5日登録、(第7回)令和3年2月10日登録、(第8回)令和4年2月22日登録、(第9回)令和5年2月13日登録

(合計366資格)

『調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件』 新旧対照表

新（令和6年4月1日以降適用）

旧（令和5年4月1日以降適用）

(別表)

別表

(二)計画・調査・設計業務

資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
地質・土質	調査	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者又は主任技術者)	地質・土質の調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
宅地防災	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	宅地防災の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
建設環境	調査	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	建設環境の調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
地籍調査	調査	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者又は主任技術者)	地籍調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	地籍調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
電気施設・通信施設・制御処理システム	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	電気施設、通信施設、制御処理システムの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
トンネル	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	道路のトンネルの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
舗装	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	道路の舗装の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え業務の管理及び統括を行う能力
港湾	計画・調査(全般)	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	港湾の計画・調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力

(別表)

別表

(二)計画・調査・設計業務

資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
地質・土質	調査	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者又は主任技術者)	地質・土質の調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
宅地防災	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	宅地防災の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
建設環境	調査	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	建設環境の調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
電気施設・通信施設・制御処理システム	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	電気施設、通信施設、制御処理システムの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
トンネル	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	道路のトンネルの計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
港湾	計画・調査(全般)	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	港湾の計画・調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力

『調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件』 新旧対照表

新（令和6年4月1日以降適用）

旧（令和5年4月1日以降適用）

別表

(三) 横断型業務

資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
全施設	測量(UAV測量(無人航空機による測量をいう。以下この表において同じ。))	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者又は主任技術者)	UAV測量業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力

> 技術者資格登録規程が改正され、「計画・調査・設計業務」の施設分野に『地籍調査』、『舗装』が拡充、「横断型業務」に『測量 (UAV 測量)』が新設されたことから、別表にこれらを追加

(追加)